

事 務 連 絡

平成 29 年 11 月 7 日

都道府県介護保険担当主管課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

介護給付費等のインターネット請求への移行促進等に関する周知について（依頼）

介護保険制度の円滑な運営につきまして、平素よりご理解とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護給付費等のインターネット回線による請求が平成 26 年 11 月から開始され、ISDN 回線による請求期限が平成 30 年 3 月 31 日までとなっていることについては、「介護給付費等のインターネット請求化に伴う請求省令の見直しについて」（平成 26 年 1 月 23 日当課事務連絡）及び「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令の一部を改正する省令」の公布について」（平成 26 年 8 月 15 日老発 0815 第 2 号）等によりお知らせしているところです。

これに伴い、都道府県及び保険者におかれましては、これまで、インターネット請求への移行促進等のため、ホームページの掲載や研修会での説明等、様々な機会を活用してサービス事業者等への周知を行っていただいていることもあり、直近のインターネット請求への切り替え状況は、全体の請求の概ね 6 割（平成 29 年 9 月現在）まで進んでおります。

ISDN 回線での請求期限まで半年を切り、今後は請求期限が近づくにしたがって、介護電子請求ヘルプデスクが混雑することが見込まれることや、インターネット請求の開始手続き（電子証明書の発行等）にも一定の期間を要することから、早めにインターネット請求に移行するようサービス事業者等に対し、改めて周知をお願いいたします。

また、「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令の一部を改正する省令」（平成 26 年厚生労働省令第 98 号）において、平成 30 年度以降は原則として伝送又は電子媒体による請求に限定されること、一部の例外として書面による請求が可能とされたサービス事業者等については平成 29 年度末までに審査支払機関に届出を行う必要があること等についてもお知らせしているところですので、併せて周知をお願いいたします。

つきましては、周知に当たり、広報資料をお送りしますので、都道府県及び保険者におかれましては、研修会等での周知、ホームページへの掲載、窓口での配付等、サービス事業者等への周知にご活用ください。

なお、国民健康保険団体連合会におけるサービス事業者等への周知については、別途、国民健康保険中央会を通じて依頼しておりますので、周知に当たっては連携・協力し、円滑なインターネット請求への移行にご協力いただきますよう重ねてお願いいたします。

【周知に当たっての留意事項】

サービス事業者等には、特に以下の点にご留意いただくよう周知願います。

- ・ ISDN 回線での請求は平成 30 年 3 月 31 日まで。
- ・ 一部の例外として書面による請求（※）が可能とされたサービス事業者等については、平成 30 年 3 月 31 日までに審査支払機関への届出が必要。

※別添の広報資料及び「書面による請求に係る経過措置に関する Q&A の改正について」（事務連絡）を参照。

- ・ インターネット請求の開始手続きには一定の期間が必要。
（概ね 1 ヶ月、ただし申請件数の増加に伴い所要期間も延びる。）
- ・ ISDN 回線での請求期限が近づくにしたがって、介護電子請求ヘルプデスクの混雑が見込まれる。

以上のことから、早期のインターネット請求への移行を促していただきますようお願いいたします。

<照会先>

厚生労働省老健局介護保険計画課

電話 03-5253-1111

根本（内線 2163）、松田（内線 2166）